



令和元年12月26日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話
生活衛生課	食品指導係	細野 いづみ	内線 2589 直通058-272-8280 FAX 058-278-2627

ノロウイルス食中毒注意報の発令について

例年、冬季にはノロウイルスを原因とする食中毒が多発する傾向があります。

県内では、12月に入り、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加していることから、今後、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、注意喚起を行うため、本日付けでノロウイルス食中毒注意報を発令しました。

なお、中核市である岐阜市も同時に注意報を発令しました。

1 発令日

令和元年12月26日

【発令理由】ノロウイルス食中毒注意報及び警報発令要領2(1)イ(ア)に該当

週	定点あたり報告数※	増加係数
第49週(12/2～12/8)	2.58	0.79
第50週(12/9～12/15)	3.87	1.50
第51週(12/16～12/22)	5.00	1.29

※1医療機関当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数(人)

(昨年度の発令日は平成30年11月1日)

2 発令期間

発令日から令和2年3月31日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。

「警報」は発令時より1週間効力を有し、その後は自動的に注意報へ切り替わります。

[岐阜県の食中毒の発生状況]

令和元年12月26日現在

	本 年			昨 年 同 期		
	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
岐 阜 県	5 (3)	87 (67)	0 (0)	10 (5)	144 (111)	0 (0)
内 岐 阜 県	5 (3)	87 (67)	0 (0)	8 (3)	111 (78)	0 (0)
訳 岐 阜 市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	33 (33)	0 (0)

※カッコ内はノロウイルス食中毒

3 広報事項

- (1) 手洗いを徹底しましょう。
- (2) 食品を十分に加熱しましょう(中心温度85~90℃で90秒間以上)。
- (3) 調理器具類を十分に洗浄消毒しましょう。
- (4) 調理する方は体調管理を徹底しましょう。
- (5) 嘔吐物は適切に処理しましょう。

4 その他

- (1) 県では各保健所、市町村、(公社)岐阜県食品衛生協会等の関係機関に通報しました。
- (2) 発令条件(ノロウイルス食中毒注意報及び警報発令要領より抜粋)

2 注意報発令

(1) 注意報の発令

注意報は、原則として、10月1日から翌年3月31日(注意報発令期間)までの間に、次のいずれかの条件を満たし、かつ健康福祉部長が必要と認める場合に発令するものとする。

ア 県内でノロウイルス食中毒が1ヵ月以内に2件以上発生した場合

イ 県内の感染症発生動向調査における定点医療機関当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が次の条件のいずれかを満たす場合

(ア) 前週と比較し2週続けて1.1倍以上の場合

(イ) 前週と比較し2倍以上の場合

